

# 生徒手帳



## 大阪府立長野高校

(54期生)

### 長野高等学校校歌

作詞 橋本久弥  
作曲 板原進



二、大和紀州に墾する地  
錦織の綾より明き理念もて  
我学び舎に打ち織らん  
調和の衣  
ああ長野高校は知性香わし

三、楠薫る千代田ヶ丘  
石川の水より清き心もて  
我学び舎に打ち陳べん  
誠実の姿  
ああ長野高校は情美わし

## 校訓

本校創立以来、次の三綱領を定め、校風の樹立、及び、人格形成を指針をとしてきた。

## 進取 ・ 調和 ・ 誠実

- 進取の気性を養う
- あらゆる面に調和のとれた生活態度を養う
- 常に誠実な心で日常に処していく

## 教育の目的と目標

### 学校教育法第 50 条

高等学校は、中学校における教区の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

### 学校教育法第 51 条

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。

1. 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
2. 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
3. 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

以上 3 つの目標を達成するために具体的に教育課程が組まれ更に学習指導要領によって細部にわたって指示されている。学校に於いてはこれらを受けて地域社会の情勢と要望に充分に対応して教育を展開するのである。更に本校では教えられる者と教える者の心の緊密な結びつきとともに、心の姿勢が最も大きく教育効果を支配するものであるという見地から次の 3 つを当面の目標と定めた。

即ち 1 進取の気性を養う。

2 あらゆる面に調和を保つ。

3 誠実を貫きとおす。

河内長野方面は遠く平安初期に弘法大師によって霊場高野山が開基されて以来、高野山参詣への宿場として、また、和泉大和の東西交通の要衝として諸国の人々の往来が多く、山間の地にありながら、この地の住民は進取の気性に富み、他地域にさきがけて織物や農耕鉄器の製造や果樹栽培等、当時の新しい産業を興したのである。このような住民性を建学の精神として採り入れることは単に地域性を尊重するだけでなく、現今の日進月歩の社会情勢の中核的役割を果たす人物にならんと勉学に励む者の心の姿勢として最も必要なものである。

また、刻々として休むことなく進歩する文化の中で生活する者にとって調和を保つ姿勢がなければ破たんを招来することは火を見るよりも明らかである。調和のあるところに円滑な回転が成立するのであるから、生徒にとっては身近な事象に於いて、調和を保つように心がけなければならない。日々の学習に於いて、教科科目の学習にバランスをはかることに努めれば、それらが総合して応用力・創造力が醸成されることを心に銘記してほしい。

## 目次

- P.1 校歌・校訓
- P.2 教育の目的と目標
- P.3 目次・学則（抜粋）  
（学期・学習評価・転学・休学など）
- P.5 学習  
（校時表・成績・出欠・警報発令時の対応など）
- P.7 校内生活について  
（登下校・遅刻や欠席の対応、身だしなみ・制服、生徒会活動など）
- P.9 校外生活
- P.10 図書館の利用
- P.11 育英制度・悩み相談

## 修業年限、学年、学期および休業日

### 1. 修業年限

- ・修業年限は、3年とする。

### 2. 学年

- ・学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 3. 学期

- ・学期は、3学期制とする

### 4. 休業日

- ・休業日は、次のとおりとする。

1. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
2. 日曜日
3. 土曜日
4. 夏季休業日
5. 冬季休業日
6. 春季休業日

## 学習の評価並びに課程の修了および卒業の認定

### 1. 学習の評価、課程の修了および卒業の認定

- ・学習の評価並びに各学年の課程の修了および卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。
- ・校長は、前記の規定により卒業を認めた生徒には、卒業証書を授与する。
- ・校長は必要と認めたものには、卒業証明書、単位修得証明書、成績証明書および在学証明書を交付する。

### 2. 原級留置

- ・校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

## 入学、転学、退学、休学

### 1. 保護者等の異動の届け出

- ・保護者等はその住所その他に異動があったときは、すみやかにその旨を校長に届け出なければならない。

### 2. 転学

- ・他の高等学校に転学をしようとする生徒は、転学願を提出し校長の許可を受けなければならない。

### 3. 退学

- ・退学をしようとする生徒は、退学願を提出し校長の許可を受けなければならない。

### 4. 休学

- ・留学や病気の理由により、休学をしようとする生徒は、休学願に留学に関する書類や医師の診断書等、これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。
- ・前項の規定により休学を願い出たときは、校長は委員会の定めるところにより、休学を許可する。
- ・休学の期間は、引き続き2年を越えることができない。
- ・前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする。

### 5. 留学

- ・外国の高等学校へ留学をしようとする生徒は、前記の休学による留学か、留学制度による留学かのいずれかで留学をすることができる。留学制度による留学を使用とする場合は、留学願に留学に関する書類を添えて校長に提出しなければならない。
- ・留学制度による留学を願い出ることのできる生徒は、成績および出席状況が良好であることが条件で、判定会議で留学の可否を決定する。
- ・留学を許可された生徒は、帰国後に留学先の高校で認定された成績をもとに、判定会議の審議を経て、当該学年の単位を認められた場合は進級または卒業をすることができる。
- ・留学の期間は1年以上2年未満である。

### 6. 復学

- ・休学中の生徒が、理由の消失により復学をしようとするときは、復学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。
- ・前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

## 学習

### 1. 校時表

時限	時間
登校時刻	8:30
朝 SHR	8:30～8:40
第1時限	8:40～9:30
第2時限	9:40～10:30
第3時限	10:40～11:30
第4時限	11:40～12:30
昼休憩	12:30～13:10
予鈴	13:10
第5時限	13:15～14:05
第6時限	14:15～15:05
終 SHR	15:05
下校時刻	17:00

### 2. 学習に関する事項

#### (1) 成績について

##### ①第1学期と第2学期の成績

- ・学習状況において3観点【(1) 知識・技能、(2) 思考・判断・表現、(3) 主体的に学習に取り組む態度】をそれぞれABC評価し、それをもとに評点(100点満点)を算出する。

##### ②学年末の成績

- ・年間の学習状況において3観点をそれぞれABC評価し、それをもとにした評点から評定(1～5の5段階)を算出する。

#### 《注意事項》

(ア) 学年末評定が2以上の科目は、原則としてその単位の修得が認められる。

(イ) 評定が1の科目は単位未習得となり、進級規定によって原級留置となることがある。

#### (2) 考查について

①定期考查…原則として、1学期、2学期は中間考查、期末考查、3学期は学年末考查を実施する。

②実力考查…本校独自の試験もしくは学外の模試等を使用する。

原則として、全学年1学期と1・2年2学期の初めに実施する。総合的な学力を判定し、進路指導の上での資料とする。

#### (3) 特別学習指導について

①特別講習…考查前などに成績不振者を対象として基礎学力補充のため、考查に向けての復習などのため実施。大切な学習となるので、指名されたときは必ず受講すること。

②希望者講習

③追認定補習…前年度単位未習得(学年末評定が1)の科目においては、原則として次年度中に追認定補習を行う。(※3年次の単位未習得科目については、卒業式前の期間に行う。)その後、追認定試験を行い、合格した科目については単位修得が認められる。

④その他…各教科や進路で講習や指導が行われる。積極的に参加し、機会を活用することにより、実力の増進を図ること。

### 3. 出欠の取扱いに関する事項

#### (1) 出欠の区分について

##### ① 1日単位で計算するもの

欠席…1日の始業時から終業時までに登校しなかった場合。

遅刻…1日の始業時後に登校した場合。

早退…1日の終業時前に下校した場合。

##### ② 1時間単位で計算するもの

授業の欠課…(ア) その時限の授業に出席しなかった場合。

(イ) 各時限の授業に参加していない時間が授業時間の半分以上の場合は、欠課扱いとなる。

#### ※注意

授業の欠課時数が年間、その科目の週あたりの授業時間数×1単位あたりの法定時数の3分の1以上のときは、原則として原級に留め置くものとする。

#### (2) 忌引について

父母5日、祖父母・兄弟姉妹3日、その他の親族1日。長距離の移動を有する場合は、その日数も含むこととする。

#### (3) 感染症による出席停止について

学校保健安全法における感染症に罹患した場合は出席停止となる。学校感染症と診断されたら、すみやかに学校に連絡をすること。また、再登校の際に医師の診断書またはそれに準じる書類を提出すること。

#### (4) 交通ストおよび警報発令時の措置について

##### 交通ストの場合

① 午前7時現在、南海高野線、近鉄長野線のいずれかがストに突入した場合は、自宅待機とする。

② 午前7時から8時30分までにストが中止された場合は、3限以降の授業を実施する。

③ 午前8時30分から午前10時までにストが中止された場合は、5限以降の授業を実施する。

④ 午前10時現在（午前中授業日は午前8時30分）、ストが続行中の場合は、臨時休業とする。

##### 警報発令時の場合

① 午前7時現在、大阪府全域または南河内あるいは居住地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とする。

② 午前7時から8時30分までに「暴風警報」または「特別警報」が解除、または注意報になった場合は、3限以降の授業を実施する。

③ 午前8時30分から午前10時までに「暴風警報」または「特別警報」が解除、または注意報になった場合は、5限以降の授業を実施する。

④ 午前10時現在（午前中授業日は午前8時30分）、「暴風警報」または「特別警報」が発令中の場合は、臨時休業とする。

#### ※注意

① 「暴風警報」または「特別警報」以外の警報（大雨、洪水、大雪）の発令があり、居住地域や通学経路で危険が認められるものは登校を見合わせること。

② いずれの場合もさまざまな媒体からの情報に注意し、特別の指示（大阪府教育委員会から）があればそれに従い、なければ上記に従うこと。

## 校内生活について

### 1. 登下校

#### (1) 始業時刻について

- ・朝 SHR 8時30分(千代田門は8時40分施錠)
- ・始業 8時40分

#### (2) 下校時刻について

- ・原則として午後5時00分
- ・補講習、部活動などで残る場合はこの限りではない。(部活動で残る場合は顧問の付き添いのもと、活動を延長することができる。6時00分を目安とする。)

#### (3) 日曜、祝日、土曜について

- ・原則として登校は認めない。
- ・ただし、部活動などで活動する場合(校外も含める)は所定の手続きを経ること。

#### (4) 登校後は昼休みも含めて放課後まで、校外へ出ない。

- ・外出の必要がある場合の手続きについては、外出許可を受けること。

#### (5) 自転車通学について

- ・自転車通学をする場合には、次の事項を守ること。

- ①所定の自転車通学許可願を提出し、許可を受けること。
- ②交付されるステッカーを自転車に貼り付けること。
- ③指定された自転車置場に施錠して置くこと。

#### (6) 原付自転車、自動二輪、自動車、主動力が自力でない乗り物(電動キックボードなど)の使用による通学は厳禁する。

### 2. 遅刻・欠席・早退

◎遅刻・欠席・早退は度重なることで成績不振や授業が理解できず面白なくなる原因ともなる。高校生活を充実させるか否かは自分の意志と努力にかかわっている以上、安易な気持ちで遅刻・欠席・早退などはしないという気概を持ってもらいたい。

(1)遅刻した場合は、入室許可証(遅刻届)の発行を受けた後、教科担任の許可を受けて、入室すること。

(2)欠席・遅刻する場合は、必ず学校へ連絡すること。

(3)早退・外出する場合は、学級担任に申し出て、早退・外出許可証の交付を受けてから下校すること。

(4)止むを得ず連絡なしに遅刻・欠席・早退した場合は、速やかに学級担任に連絡すること

### 3. 身だしなみについて

◎身だしなみは、校内外を問わず学校全体と個人の品位にかかわるものであるから、華美や粗野な服装、規定外の服装は厳重に慎むこと。

(1) 通学時、校内における服装は本校所定の制服を着用すること

(2) 頭髪は清潔に保ち、化学的変化や加工をしない。パーマ、染色、脱色、エクステなど。また、カラーコンタクトやまつげエクステ等を含め、化粧・ネイルは認めていない。

(3) 派手な髪飾りや指輪、ネックレス等の装飾品は身につけないこと

- (4) 服装は規定を守り、自分勝手な解釈による服装をしてはならない。これに反する場合は、懲戒指導の対象となる場合がある。
- (5) 頭髮に違反した場合は直してこること。基本は違反部分を切ることであるが、無理な場合は、染め直し等でもよい。
- (6) 変形加工した制服は、買なおししなければならない場合もある。
- (7) やむを得ない理由によって、所定の服装以外のものを着用する場合には、担任および学年生指の先生に申し出ること。

#### 4. 制服について

男子…ブレザー、スラックス、長袖シャツ、半袖シャツ、ネクタイ、ニットセーター、  
ニットベスト、ニットカーディガン

女子…ブレザー、スカート、スラックス、長袖シャツ、半袖シャツ、リボン、ネクタイ、  
ニットセーター、ニットベスト、ニットカーディガン



#### 補足

- (1) 制服以外の衣服の着用を認めない。ただし、防寒着（学校指定なし）は、制服(ブレザー)の上から着用を認める。
- (2) 夏服・冬服期間は設けていない。季節に応じて制服を選択して着用すること。  
ネクタイ・リボンは、公式な場（始業式等の式典、証明写真撮影時）では必ず着用。

#### 5. はき物、所持品など

##### (1) はき物

- ・靴を用い、安全性を優先し、色・形とも華美でないものとする。校内では所定の上履きを使用し、学年色のものに限る。サンダル、つっかけは禁止する。

## (2) 所持品

- ・カバン、その他所持品は高校生らしいものを用い、不必要な大金、貴重品等は所持しない。  
所持品には記名すること。

## 6. ホームルーム

- ・学校生活の中心となる場である。授業、学校行事はすべてこれを単位として行われる。生徒諸君はこの中で協力し、理解し合い、高め合うことによってより良き学校生活を築いてほしい。

## 7. 昼食

- ・昼食は原則として各自の教室でとる。(校外での昼食・宅配は禁止する。)
- ・食堂は営業時間中に、窓口で料金を支払い、注文すること。自分の食べた食器類は必ず返却すること。互いの迷惑にならぬよう利用マナーを守ること。

## 8. ロッカールーム・更衣室

- ・ロッカールームは下足室を利用する。
- ・ロッカーは必ず施錠し、鍵は各自で保管に留意する。
- ・体育時や放課後の部活動などで更衣する場合には更衣室を使用する。荷物は更衣室に置きっぱなしにせず、活動場所に持参すること。

## 9. 各種証明書の発行

- ・通学証明書、在学証明書などが必要な場合は、事前に事務室で各証明書発行申込書の交付を受け、必要事項を記入して申し込むこと。

## 10. 生徒会活動・部活動

- ・生徒会活動、部活動は、生徒の個性を伸ばし、自主性と社会性を発展させ、学校生活を充実、向上させる重要な教育活動の一つである。生徒諸君は、できるだけ積極的にこれに参加し、その健全な発展を図ってほしい。ただし、顧問の先生の指導と助言に基づかずに、生徒としての限界を超えたり、教育の趣旨に反するような活動を行うことは許されない。
- ・生徒会活動は、生徒の総意によって、学校生活全般の自主的な向上をはかり、学校行事等に協力するとともに、その他、自主的活動を主催し援助する。生徒会活動運営のため生徒会役員を前期、後期にわけて選出する。
- ・部活動は、興味と関心を同じくする人々との集団活動により、各自の個性を伸ばし、生徒同士、先生とのよりよき人間関係を育てる。

## 校外生活

- ・校外における生徒の服装、言動は学校の名誉にかかわることを自覚し、高校生としての品位を保ち、責任ある行動をしなければならない。
- ・旅行を行う場合には、所定の旅行届を学級担任を通じて提出し、それが認められれば旅客運賃割引証を発行する。その発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限る。

(1) 休暇、所用による帰省

(2) 実験実習などの正課の教育活動

(3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動

(4) 就職又は進学のための受験等

(5)学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加

(6)傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

(7)保護者の旅行への随行

\*原則として、保護者又はそれに準じる成年者の付添，引率を必要とする。

・学校の内外にかかわらず、次にあげるような法律又は生徒としての本分に反する行為は厳禁とし、懲戒の対象とする。

(1)喫煙、飲酒（同席・喫煙具所持も含む）、暴力、窃盗、脅迫、薬物乱用等の行為

(2)不健全な場所への出入り

(3)考査の不正行為

(4)怠学（無断、理由なしの欠席、遅刻、早退、欠課を含む）

(5)学校の施設、器物の故意による損壊、危険物（ライターやナイフなど）の所持

(6)差別的な言動、暴言等、他人の人権を無視し、侵害する行為

(7)その他生徒としての本分に反する行為又は生徒として著しく品位を傷つける行為

(8)単車・自動車による通学・制服乗車

\*学校への送迎については保護者のみ可とする

(9)度重なる指導にもかかわらず行動・態度が改まらないとき

・アルバイトは、できるだけしないことが望ましい。アルバイトを行う場合、学校生活が優先でありアルバイトを理由に講習・補修・学校行事を欠席しないこと。

・単車、自動車の免許は、取得しないことが望ましい。取得し運転する場合、制服乗車、通学は、懲戒の対象となる。

#### 附記

学校生活を送るにあたって、このほかの点で、いろいろ様子のわからないことがあれば、遠慮なく学級担任、その他の先生に尋ね、相談してほしい。

## 図書館の利用

(1) 本校生徒、職員の利用を目的とする。

(2) 開館時間

・平日は 12:30～13:10、15:15～16:45

（職員会議のある木曜日は原則として放課後休館）

・行事日等の開館については別途指示する。

(3) 休館日

・休館日は原則として学校休業日と同じ。長期休暇中の開館については、別途指示する。

(4) 館外貸出・返却

①館外貸出期間は2週間以内、貸出冊数は1人5冊以内とする。長期休暇中の貸出冊数は10冊で、期間は休暇明けまでとする。

②貸し出しを希望する者は、希望の図書をカウンターに差し出し、所定の手続きを取る。

③返却は開館日にカウンターで手続きをし、元の位置に返却すること。

④他の利用者に迷惑が及ぶので、返却日は必ず守ること。期限を過ぎても返却されない場合は利用停止とする。

⑤延滞する場合はカウンターで手続きをすること。

⑥図書を紛失・破損した場合は、現物または相当額を弁償すること。

(5) 貸出中の図書の予約ができるので、必要な場合はカウンターで所定の手続きを取る。

(6) 利用した図書は必ず、元の位置に戻し、乱れているときは自ら進んで正しくなおすように心がける。

(7) 図書は丁寧に取り扱い、書き込み、切り抜き、また貸しなどをしない。

(8) 館内では私語をつつしみ、他人に迷惑になる行為をしない。携帯電話での会話は禁止する。

(9) 熱中症対策のため、館内の給水は可能ではあるが、水筒・ペットボトルに限る。

(10) その他館内においては係の指示に従うこと。

## 育英制度

高等学校での学習、その他の生活が経済的負担のために、不安なものにならないように、国や府市では育英奨学金制度があります。中学校で予約した大阪府育英会（在学中の募集もあります）は、総務国際部の奨学金係の先生に、その他は進路指導部の係の先生に必要なに応じて遠慮なく相談して下さい。

奨学金の種類	貸与額（年額）
大阪府育英会	100,000 円

（※前年度分。変更の場合は4月に連絡します。）

## 悩み相談

「こんな時どうしたらいいのかな？」

「どうしたら良いのかわからない」

不安や悩みについて、学校の先生や心と家庭生活に関する専門の先生（SC、SSW）に相談できます。

一人で抱え込まず、話しやすい先生へ気軽に相談してください。